

## 労働協約

学校法人椋山女学園（以下「甲」と言う）、ゼネラルユニオン（以下「乙」と言う）及び、乙の組合員である

（以下「丙ら」と言う）は、大阪府労働委員会・平成31年（不）第5号・椋山女学園事件（以下「本事件」と言う）に関して以下の通り合意する。

1. 甲は乙及び丙らに対し、解決金として700万円の支払義務があることを認め、これを令和元年 10月 15日限り乙指定の銀行口座  
に送金して支払う  
但し、送金手数料は甲の負担とする。
2. 甲と 組合員を除く丙らとの間の雇用契約は令和2年3月31日をもって終了するものとする。
3. 甲は 組合員に対して、2020年度において  
コマを、本人との調整に基づいて割り当てることとする。
4. 甲は乙所属の組合員について、労働契約法、労働組合法をはじめとする関連法規を遵守しこれらの法規に従って適切に処遇することを確認する。
5. 甲、乙及び丙らは、甲と乙の間及び甲と丙らの間において、本事件及び甲と丙らとの雇用契約に関し何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
6. 乙は本事件申立てを速やかに取り下げる。

令和元年 9 月 20 日

甲（学校法人椋山女学園）代理人  
弁護士 野間 啓



乙（ゼネラルユニオン）  
委員長 テソラット デニス



丙ら